

Colonial Days and the Present : Aboriginal People and White Law : Historical Background of Aboriginal Deaths in Custody

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-02-26 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤川, 隆男 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00003511

アボリジナルと白人の法

藤川 隆 男*

はじめに

I 全体の総括

II 死者のプロフィール

III 過大なアボリジナルの囚人・逮捕者

IV 歴史の遺産 1

V 歴史の遺産 2

おわりに

はじめに

1987年10月16日、拘留中のアボリジナル¹⁾の死についての王立調査委員会が設置された。王立調査委員会の設立を求める運動は、アボリジナルのコミュニティによって指導されていた。当時、アボリジナルの多くは、拘留中のアボリジナルの死の原因を、警察官や看守による意図的な殺害であるとみなしており、このような考え方がかれらの運動の原動力になっていた。しかしながら、アボリジナルだけが、王立調査委員会の設置を要求したのではない。アボリジナル以外の人々も、監獄においてアボリジナルが非人間的な取り扱いを受けているのではないかという強い疑念を抱いており、王立調査委員会が隠された不正を暴くことを期待した。このような疑いが生じたのには、正当な理由があった。拘留中のアボリジナルの死亡率は、アボリジナルでない人々の死亡率よりもはるかに高く、そのうえ、死亡原因についての調査や説明が十分に行われているとは言えない状態であった。

この王立調査委員会は、アボリジナルやトレス諸島民に関する調査の中では、最も重要で、しかも最も広範囲に及ぶ調査を実施した。調査委員会の報告書は、連邦及び各州の政府（総督）に提出され、その339項目に及ぶ膨大な勧告の大部分は、各政府に受け入れられたのである。さらに、この勧告の実施状況を、オーストラリア先住民の代表機関であるアボリジナル及びトレス諸島民委員会（ATSIC-1989年設立）が監

* 大阪大学大学院文学研究科

Key Words : Aboriginal, custody, history, Australia, Queensland

キーワード：アボリジナル、監獄、歴史、オーストラリア、クィーンズランド

視することになった²⁾。

王立調査委員会が調査対象としたのは、1980年1月1日から1989年5月31日までに監獄、留置所、少年院などで死亡した99人のアボリジナルとトレス諸島民である。委員会は、どのようにしてその人物が死亡したかを理解するだけでなく、何故そのような死が起こったのかという理由を知ることその任務としたので、死の背景となった様々な問題、社会的、文化的、法的な要因についても調査を行った。この調査には、多くの人類学者、歴史家、社会学者、アボリジナルの代表などが加わり、その報告書は、アボリジナルの現在と歴史を知るための貴重な資料である。

委員会の生み出した報告書や記録は膨大な量になるが、それを最終的にまとめたものが、エリオット・ジョンストンによって1991年に提出された、5巻からなるナショナル・レポートである。また、1988年には、当時ナショナル・コミッショナーであったJ. H. ミュアヘッドによって、中間報告書がまとめられている。さらにクィーンズランド、ニューサウスウェールズなどの南東オーストラリア、西オーストラリア、ノーザンテリトリーなどについての地域レポート、調査対象になった99人についての各個人ごとにまとめられた個人レポートも刊行されており、各個人について調査委員会が開いた審理や討論会の議事録も出版されている。その他、委員会が専門家などに依頼した報告書も多数存在する。

私は、これらの報告書の内容の一部を、報告書以降の新たな統計とともに要約することで、現在のアボリジナル社会とオーストラリア国家の法との軋轢を示したい。さらに、この問題の歴史的背景をさぐりたいと思う。

I 全体の総括

報告書の結論は、意図的な殺人が曝かれることを予想していた人々の期待に反するものであった。コミッショナーたちは、警察や看守の意図的な暴力がこれらの死を引き起こした証拠を見つけることはできなかった。しかし、コミッショナーは、囚人や逮捕・保護された人々にたいする、監視や監督、保護の義務が、多くの場合十分に果たされていなかったり、あるいは全く考慮されておらず、時には、このような義務の無視が死を引き起こす原因となった場合もあるとの、結論に達している。このような結論は、一部の家族やその支持者の批判を招いたが、アボリジナルの代表を含む多くの人々によって、公正な判断であるとして受け入れられている (Workers 1994: 9)。

監獄や留置所にいるアボリジナルは、監獄や留置所にいるアボリジナル以外の人々

よりもそこで死亡する確率が高いわけではない。監獄や留置所におけるアボリジナルの死者の割合が、総人口比で他の人々よりも高いのは、はるかに多くのアボリジナルが監獄や留置所に収容されているからである。例えば、1988年8月の留置所に収容されている人間の調査では、アボリジナルは、アボリジナル以外の人々に比して29倍もの割合で留置所に収容されている。その結果、アボリジナルが留置所で死ぬ割合も高くなるのである。

総人口の2パーセントに満たないアボリジナルが、刑務所や留置所の収容者の20パーセント以上を占めるという状況こそが改善すべき最も重要な課題であり、その解決のためには、アボリジナルが現在のオーストラリア社会で置かれている社会的・経済的・文化的に不平等な地位を改善しなければならない。また、アボリジナル個人やコミュニティと警察及び一般の法システムとの関係も改善する必要がある。

以上が、王立調査委員会の報告の要旨であるが、その内容は極めて妥当なものであると思われる (Johnston 1991a: 1-34; Johnston 1991c: 1-7; Muirhead 1988: 1-7)。

II 死者のプロフィール

1991年のセンサスによると、ノーザンテリトリーでは、アボリジナルが人口の22.7パーセント強をしめるが、その他の地域では3パーセントに満たない。オーストラリアの全人口に占めるアボリジナルの割合は約1.6パーセントで、総数で約26万5,000人である。1986年のセンサスによると、アボリジナルは、アボリジナル以外の人々に比べて、人口10万人以上の主要都市に住む割合は低い。総人口の約63パーセントが主要都市に住むのに対して、アボリジナルは約24パーセントしか主要都市には住んでいない。アボリジナルの約42パーセントは人口10万人未満1,000人以上の地方都市に住んでいる。地方都市への人口の集中はアボリジナル人口分布の一つの特徴と言えるだろう。残る約34パーセントのアボリジナルは、農牧地域に住んでいる。

99人の死者の平均年齢は32歳、メジアン（中央値）は29歳である。また死者の圧倒的多数88人を男性が占めている。これは、監獄や留置所に収容される男性の数が女性よりもはるかに多いことに対応している。表1は、出生した州と死亡した州を相関させたものである。大部分のアボリジナルが、州を越えるような大きな移動をしていないことを示唆している。99例のうち死亡した州と出生した州が異なっているのは13例にすぎない。アボリジナルは、非アボリジナルよりも頻繁に移住する集団であるが、アボリジナルを歴史的に管轄した、州の領域を越えた移動をすることは比較的少ない

表1 監獄等で死亡した99人の生まれた州と死亡した州*

State of death \ State of birth	NSW	Vic	Qld	WA	SA	Tas	NT	Total
NSW	11	2	3					16
Vic	1	1						2
Qld	1		24	1			2	28
WA				30				30
SA	1			1	12			14
Tas	1					1		2
NT							7	7
Total	15	3	27	32	12	1	9	99

*出所：Johnston 1991a: 41

と言えよう。

保護あるいは逮捕される直前の雇用状況を見ると、99人中の83人は失業中で、フルタイムの仕事を持つものは8人しかいなかった。死者が生前普通ついていた職業を見ても、失業していた者が27人で、最大のカテゴリーをなしている。また単なる労働者、すなわち非熟練労働者が24人、年金生活者が8人と、たとえ失業をしていなくても、その収入が不安定であったと推定できる人々も全体の約3分の1に達する。一般のアボリジナルの状況もこれと大差はない。失業率は30パーセントを越え、しかも就業者中の35パーセント以上が事実上の失業対策事業によって雇用されている。

死亡したアボリジナルが住んでいたコミュニティを見ると、24人が大都市に、35人が地方都市に居住しており、その多くは都市コミュニティの住人であった。一方、政府によって公認されたアボリジナルのコミュニティに住んでいたのは21人で、その過半数はクィーンズランドにあり、フリンジ・キャンプの5人は、西オーストラリアと南オーストラリアの住人である。また、99人中の少なくとも43人（5人は不明）が、子供時代に公権力によって実の親から引き離されている。

最後に、死亡した人間が死亡時に政府のどの機関の管理下にあったかを見ると、その内訳は、警察に保護あるいは逮捕されていた者が63人、刑務所で服役していた者が33人、少年施設にいた者が3人であった。その死亡原因は、病死が37例で最多をしめているが、その他の原因では首吊り自殺の30例が最も多い³⁾ (Johnston 1991a: 37-53; Castles 1993: 2-18)。

Ⅲ 過大なアボリジナルの囚人・逮捕者

1988年8月、警察に逮捕され留置所に拘留された人間についての全国調査が、王立調査委員会の研究班によって行われた。調査期間中のべ2万8,566人の逮捕者があり、これを1年間に換算すると34万2,792人、王立調査委員会の調査期間に当てはめれば、320万人以上の逮捕者があったことになる。また調査対象者の約28.6パーセントがアボリジナルであった。

この調査によると、アボリジナルの逮捕者、アボリジナル以外の逮捕者の間に、年齢構成上の差はあまりない。15歳から34歳の年齢集団に逮捕者は集中している。逮捕された者の男女比を見ると、アボリジナルは79:21、その他のオーストラリア人は92:8と、アボリジナルに女性の逮捕者が目立っている。特に西オーストラリアやクィーンズランドでは女性の割合が4分の1に達する。

表2は、1989年6月30日に刑務所に収容されていた囚人の内訳を示したものである。全オーストラリアの囚人の14.3パーセントがアボリジナルであり、ノーザンテリトリーではアボリジナルの囚人が全囚人の3分の2以上を占めている。また、西オーストラリアでは、その割合が3分の1以上に達している。年齢構成は、一般の囚人に較べると、アボリジナルの囚人は年齢が低く、特に10代から20代前半の囚人が全体の約半分を占める⁴⁾。囚人の女性の割合は、アボリジナルで6パーセント、アボリジナル以外の人で5パーセントとほとんど差はない。

逮捕理由には、アボリジナルとアボリジナル以外の人々の間に大きな違いがある。飲酒と公共の秩序を乱した（主に飲酒に関係）という理由が、アボリジナル逮捕の理

表2 1989年6月30日に監獄に収容されていた人々*

地域	アボリジナル	非アボリジナル	不明	計	アボリジナルの割合 (%)
NSW	415	4,861	7	5,283	7.9
Vic	86	2,156	14	2,256	3.8
Qld	412	1,855	122	2,386	18.2
WA	558	1,010		1,568	35.6
SA	102	761	8	871	11.8
Tas	9	215	21	245	4.0
NT	243	109		352	69.0
Aust	1,825	10,967	172	12,964	14.3

*出所：Johnston 1991a: 197

由の63.7パーセントを占めており、他の項目を圧倒している。アボリジナル以外の人々では、この項目の合計は32.4パーセントで、アボリジナルの場合の約半分にしかならない。アボリジナルと非アボリジナルが刑務所に収容された主な理由を見ると、注目すべきは、アボリジナルの囚人の実に39.5パーセントが、罰金の支払いの不履行を主な理由として刑務所に収容されたという点である。これに対し、非アボリジナルの場合は19.7パーセントにしかならない。もう一つの重要なポイントは、アボリジナルは刑務所に収容されている人口の13~15パーセントを占めるだけであるのに対し、刑務所に送られた人間の約20パーセントを占めるという点である。これは罰金支払いの不履行で刑務所に送られるアボリジナルが多いこととおそらく関連がある。一般的に罰金支払いの不履行は刑期が短いからである（Johnston 1991a: 191-229）。

現在のオーストラリアの法システム、すなわち白人入植者の作り上げた法制度のもとで、アボリジナルというグループはまさしく犯罪者の集団である。平均するとアボリジナルは、2年に1回警察に逮捕され、その割合は非アボリジナルの20倍に達する。しかし、王立調査委員会は、その原因をアボリジナルではなく、現在の白人の法制度の欠陥と、これもまた白人が生み出したアボリジナルの極めて不利な社会的状況に求めたのである。アボリジナルを犯罪者集団にしている、その構造的な原因を追及したのがナショナル・レポートの第2巻である。次に、第2巻のなかの「歴史の遺産」の章を中心に、歴史的・構造的な問題を論じたい。

IV 歴史の遺産 1

「オーストラリア史の遺産を理解することは重要である。というのは、それがアボリジナルたちが感じている不正を受けたという深い意識、今日の不利な地位、アボリジナルの非アボリジナルや社会に対する現在の態度を説明するのに役立つからである。」という言葉で始まる歴史の章は、アン・マクグラス⁵⁾の見解に沿いながら、アボリジナルとヨーロッパ人入植者との関係を概観している。

(a) イギリス人の侵入以前のアボリジナル社会

現在オーストラリアと呼ばれている地域におけるアボリジナルの歴史は、5万年から10万年前にさかのぼることができる。アボリジナルが、これほど長期にわたって、オーストラリアに住んでいたという事実は、アボリジナルを単なるマイノリティ集団の一つとして分類することが全く見当外れであることを示している。ほとんど理解することができないような昔に仮定上起こったとされる移民と、1788年によりやく始

まった移民を比較することは馬鹿げたことである。移民はアボリジナル以外の人々の中心的な歴史的経験であるのに対して、移民はアボリジナルの歴史あるいは意識の重要な部分ではない。

かつてアボリジナルは、砂漠地帯だけではなく、現在都市のあるところにも居住していた。1788年のアボリジナル人口は75万人と推計されており⁶⁾、ニューサウスウェールズやヴィクトリアの海岸地帯や河川流域に多くが集中していた。その生活様式の多様性はあまり知られていないが、例えば、ヴィクトリア西部のアボリジナルは毛皮を身につけ、石造の家がある村にほぼ定住していた。もっと暖かい地域では、1カ所に留まるのは数カ月だけであったようである。アボリジナルは、バランスのとれた食生活を送り、多くの伝染病からも海の壁で守られていた (Johnston 1991b: 3-7)。

(b) アボリジナルの土地の強奪

アボリジナルの土地の強奪の歴史は、現在のアボリジナルと非アボリジナルの関係を理解するには欠かせない問題である。オーストラリアの領有は、その土地が無人の大地であるという認識に基づいて、一方的に宣言された。その根拠は、ジェームズ・クックやジョゼフ・バンクスの海岸部にはほとんど先住民がいないという観察に基づいていたが、このような見解はすぐに不正確であることが分かった。初期の総督たちは、アボリジナルが内陸部におり、特別な領域を有し、土地と精神的あるいは相続による関係を持っていることを発見した。それ以後、アボリジナルの土地所有権の問題は論争的であったが、1991年のマボ判決により、コモン・ローに基づく土地の所有権が再発見された⁷⁾。しかしながら、マボ判決までは、アボリジナルの土地の所有権は考慮されることはあっても、権利として正式に確認されたことはなかった。

初代総督アーサー・フィリップに対する命令は、アボリジナルの土地の占有に不必要に干渉することを禁じていたが、その解釈は入植に都合の良いように行われた。初期のイギリスのレトリックはアボリジナルに関心を示しているかのようであるが、アボリジナルの土地を奪い取る政策を事実上行った。イギリスは、「最初の発見と入植」という理論的な原理に基づいて土地を獲得したけれども、アボリジナルの武力に基づく抵抗は続き、入植者は征服者のメンタリティを持つようになった。アボリジナルの抵抗を排除するために総督たちはしばしば軍事力を用いた。

1830年代におけるイギリスの人道主義の高揚によって、アボリジナルは公式にイギリスの臣民であるとみなされるようになり、アボリジナルの保護官なども任命されたが、実際の効果はあまりなかった。フロンティアにおける戦いは入植とともに広がった。入植者や警察がフロンティアで実行した政策は、武力による鎮圧、静かな、半ば

秘密の、断続的な戦争であった。入植がゆっくりであった地域や武力抵抗が終わった所では、アボリジナルと非アボリジナルの共存が見られた。牧畜業や農業などにおいてアボリジナルの労働力は評価され、アボリジナルは労働者として働きながら、ある程度伝統的な土地とのつながりを維持することができた (Johnston 1991b: 9-16)。

(c) フロンティアの時代：伝染病と暴力

過去の経験は、何世代にもわたって継承されるにつれて、民衆の記憶あるいは歴史意識と呼ばれるようなものを生み出す。アボリジナルが、警察や看守が獄中のアボリジナルを殺したに違いないと思ったのは、オーストラリアの植民地主義的な過去に対する告発であり、現在の社会が、過去は終わったという確証をいまだに示すことができない証拠でもある。

フロンティアの時代は、アボリジナルに対して課された「法と秩序」のタイプを示している。しかもこれが後の時代の色調を決めることになった。オーストラリアのほとんどの地域で、暴力あるいは暴力を用いるという脅しが、イギリスの法と秩序を確立する主な手段となった。フロンティアの時代に殺されたアボリジナルの数は2万人を越える⁸⁾。アボリジナルは土地と伝統的な生活手段を奪われ、飢えや非アボリジナル社会の周縁部やリザーブへの移動が不可避になった。暴力に対する恐怖の遺産は、入植者のねらいどおりに、先住民に対して支配権を確保するための最も有効な戦略となる。アボリジナルがいったんこの恐怖の影響下に入ると、彼らは単にイギリスの法律に従順になるだけでなく、すべてのイギリス人が与えるいかなる命令に対しても従順になる傾向があった。

多くの入植者は、自ら法の執行者となった。彼らは、自らの手で征服を行う権力を与えられていると感じていた。実際、公権力はほとんど介入することはなく、このような行動に暗黙の了解を与えていた。暴力と鎮圧のスタイルには様々なものがあった。武力の誇示や誘拐、1838年にマイオール・クリークで起こったような虐殺、1835年に西オーストラリアの総督スターリングによって行われた、ピンジャラの虐殺のような懲罰的遠征などはその例である。クィーンズランドでは、先住民の警察を利用することで、さらに厳しい弾圧が1890年代まで続いた。ここでは、1万人以上のアボリジナルと1,000人以上の入植者が、フロンティアにおける衝突で命を落とした。最後のフロンティアであるノーザンテリトリーや西オーストラリア北部で、入植者による秩序が確立されたのは1930年代であり、それまでは露骨な暴力による弾圧が続いた。

アボリジナルに対する暴力が公的な記録には残らず、アボリジナルが虐殺などの極端な排斥をあまり経験していないように見える地域がある。アボリジナルに対する暴

力は公に黙認されていたけれども、法律を文字どおりに解釈すれば、それは明らかに違法な行為である。アボリジナルを虐殺した人々は、それゆえ、それを文字にして記録する場合には極めて慎重であった。彼らは、次のような婉曲な表現を用いることで訴追を免れていた。‘dispersing’, ‘breaking up’, ‘shaking up’, ‘giving a fight’, ‘teaching them a lesson’ これらの表現はすべて、アボリジナルを銃撃し、その多くを殺すことを意味していた。もちろんアボリジナルたちも、攻撃をうけていたばかりではなく、入植者たちに反撃し、少なくとも3000人以上のヨーロッパ人を殺し、3000人以上を傷つけた。しかし、このような抵抗は決して大規模な、組織的反抗に発展することはないかった。

ヨーロッパ人がもたらした天然痘やマラリアは、アボリジナル人口に破壊的な影響を及ぼした。人口は半減し、多くの地域で事実上消滅した。このような人口の減少は侵略者に対抗する能力を極度に低下させたと考えられる。伝染病は人口減少の最大の要因であったが、土地の収奪や社会の破壊が、伝染病が極めて広がりやすい状況を生み出した側面も見逃してはならない。入植が急速に進んだオーストラリア南東部の人口減少が著しいのは、これを裏付けている (Johnston 1991b: 17-21)。

(d) 警察

アボリジナルの生活に対する警察の介入は、様々な理由から認められてきた。囚人植民地の初期の時代を除いて、警察がアボリジナルとヨーロッパ人の対立の媒介した。この点については、軍隊が大きな役割を果たした北アメリカと対照的である。オーストラリアの警察はコミュニティの管理よりもむしろ、軍隊の代替物のような様相を示した。それは、警察を ‘troopers’, ‘corps’, ‘police forces’ と表現するような用語を生んだ。

アボリジナルの抵抗は、オーストラリアの農牧地帯の警察設立の契機にしばしばなった。例えば、ニューサウスウェールズ植民地の国境警察が創設されたのは、マイオール・クリークの虐殺の直後である。アボリジナルが自らの土地やコミュニティを守ろうとする行動は、非アボリジナル社会によって犯罪であると定義された。入植者が直接手を下さない場合には、警察が導入され、アボリジナルを処罰したのである。警察は、公式には、アボリジナルに対する入植者の私的な暴力を取り締まる役割も担っていたが、つねに入植者の安全が第一に考慮されており、現実には、警察はフロンティア平定のための国家の道具になった。

20世紀になり州及び連邦に権限が集中されると、警察がアボリジナルの「保護」法を執行する役割を果たすことになる。アボリジナルのキャンプは、非アボリジナルの要

求によって移動させられ、おもな都市はアボリジナルの立ち入りを禁止した。またアボリジナルは、その他様々な行動の制限を受けるようになる。

1930年代までのノーザンテリトリーでは、警察は保護官として、3カ月毎にアボリジナルの労働条件を点検し、病気の者の治療や輸送を行った。また彼らは、混血児を親から強制的に引き離した。アボリジナルたちは、子供や病人を警官による「保護」から守るために、しばしば警察の巡視から逃れようと努めた。彼らは、保護官たちに出来る限り情報を与えないように努めたのである。警察は、労働力や売春婦を確保するために、アボリジナルを狩り出すことがあった。部族法に基づく殺人に関与した者、都市の禁止地域に入った者、牛を盗んだ者なども逮捕した。

ニューサウスウェールズでは、警察は「援助を受けるに値する」アボリジナルに、アボリジナル保護委員会の命令で食料を配給した。保護委員会はアボリジナルの移住や子供の就学を強制するために、食料の配給を停止することができた。委員会はまた管理者のいないリザーヴなどを監督する権限を持ち、トラブルメイカーを追放したり、リザーヴの土地を処分したり、子供を肉親から引き離し「訓練施設」へ送ったりしたのである。これらの保護委員会の仕事を実際に行っていたのは警察であった。警察はミッションや政府のリザーヴの係官に協力して、反抗するアボリジナルを遠いリザーヴや刑務所に送った。

警察は、20世紀の前半、アボリジナルを取り締まるだけでなく、困窮者に食料などを配給したり、アボリジナルの信託財産（アボリジナルの給料は大部分が信託され、その手元に戻ることはなかった）の管理を行ったりした。警察は、このようにして、アボリジナルが白人社会と接触する接点となり、白人社会の法を直接学ぶ場になった。警察は、アボリジナルの私的な生活のあらゆる面、住居、食事、病気、労働、教育、育児などに介入した。1940年代からは、福祉関係の役人が多くの面を担当するようになったが、強制移住や子供の引き離しなど、暴力が潜在的に必要な場面には介在したのである（Johnston 1991b: 28-33）。

(e) アボリジナルと法

オーストラリアの裁判所は、アボリジナルにも非アボリジナルのも同じ法が適用されるという見解をとってきた。しかしながら、実際の法の適用ではアボリジナルは極めて不利な立場におかれていたのである。治安判事が担当する裁判では、治安判事自身が一般的にアボリジナルの雇用者や利害の対立する人々であり、アボリジナルに有利な判決が下るようなことはほとんどなかった。19世紀にはアボリジナルの証言は証拠とみなされず、その証言が認められるようになった後も、あまり信用されなかった。

陪審裁判では、陪審員はほとんどの場合アボリジナルに敵対的で、アボリジナルに有利な判決の下る可能性はなかった。1884年から1911年にかけて殺人で起訴されたすべてのアボリジナルは有罪であったが、アボリジナルを殺した白人はほとんど有罪になることはなかった。1913年に裁判官ビーヴァンは次のように述べている。

「陪審員たちは、白人を黒人に対する罪で有罪にしようとはしない。証言が黒人のものであれば確実に無罪である。これに対し、黒人の証言に基づいて黒人に対する有罪判決を得るのには問題はない。陪審制度は、一つの人種からなる社会ではうまく機能してきたかもしれないが、人種の反感の導入は、陪審による裁判の原則さえも突き崩すほどに進んでいる。」

アボリジナルが逮捕される割合が急速に増えたのは1950年代になってからである。19世紀には、アボリジナルに対する制裁はフロンティアの住民による私的な制裁をとることが多く、20世紀の前半は、ミッショナリーやリザーヴの監督官が処罰を行っていた。アボリジナルは、一般の人の目に触れないところで、極めて不当で恣意的な処罰を受けていたのである。アボリジナルに対する飲酒の許可が犯罪の増加を招いたという主張があるが、アボリジナルの犯罪の増加は飲酒の公認以前にすでに起こっていたようである。刑務所や監獄におけるアボリジナル収容者の増加は、リザーヴなどアボリジナルを分離収容する他の施設の減少に対応した現象であったように思われる。

アボリジナルの囚人数の歴史的変化を見ると、興味深いことが分かる。クィーンズランドのアボリジナルの囚人の割合は、1901年には6.7パーセントであったが、1931年には1.4パーセントに低下した。現在と比較すれば信じられないほど低い数値である。これは、アボリジナルに対して厳しい統制を行った政府の政策と、リザーヴを刑務所の代替物として用いた結果である（Johnston 1991b: 21-27; McGrath 1995a: 180-200）。

(f) アボリジナルの労働

オーストラリアの内陸部や北部では、他の労働力を獲得することが困難であったので⁹⁾、アボリジナル労働が広く用いられた。1960年代になるまで、アボリジナルは食料の配給と作業着の支給だけで働かされることが多かった。クィーンズランドでは、賃金の支払いが義務化されたが、その多くが保護官に信託財産として預けられた。保護官たちは、信託された財産の利用を全く恣意的な判断に基づき厳しく制限したのである。保護官たちは、クリスマスのためのアメを買うお金を引き出すことは認めたが、

独立した生活を送るために中古の自動車を買うことは認めなかった。その結果、クィーンズランドではアボリジナルの信託財産が30万ポンド近くに達するのである。これは結局、アボリジナルの手に渡る事はなく、一般の歳入に組み入れられた。アボリジナルは、正当な賃金を支払われず、稼いだわずかな賃金も自由に使えず、労働災害や医療補償も受けることができなかった。家族賃金の保証は適用されず、老齢年金や失業保険から除外され、普通教育も受けることはできなかった。アボリジナルのキャンプには、水道や下水、電気などの設備は最近までほとんどなかったのである。

同化政策のために両親から引き離されたアボリジナルの子供は、社会で労働秩序の最下層に位置するような仕事につくような訓練を受けた。女子は家内奉公人として働く訓練を受け、男子は農村の下働きをするような教育を受ける。肉親から引き離されたアボリジナルの少年や少女は、非アボリジナルの家庭で、他のオーストラリア人が嫌悪したこの種の仕事についていたのである。同化理論に基づいて、このような政策は、若いアボリジナルが非アボリジナル社会の価値観を吸収するのを可能にするという理由で正当化されたが、明らかに労働市場の需要に応える政策でもあった。アボリジナルは、最も賃金が安く「ステータスの低い」仕事を、自分自身が選んだのではない雇い主の下で行わねばならなかった。若者たちが仕事を離れれば、処罰されるか、リザーヴに送られた。一方、低賃金労働による搾取は、「文明化」であるとして正当化されたのである。

アボリジナルの多くは、隔離された施設で一種の拘留状態にあった。アボリジナルの混血児やその他の子供の収容施設は、質の悪い刑務所とほとんど区別がつかなかった。混血のアボリジナルの児童に対する監視は特に厳しく、ある人物はそれを次のように批判している。

「混血の者は保護官が命じた場所に住み、保護官が承認した場所で働かなければならず、自分自身の生活に関する発言権が全くなかった。混血の女性の生活に関する限り、彼女は完全に保護官の支配下にあった。保護官は、彼女のために彼女の生活を律し、彼女には抵抗の機会さえなかった」(Johnston 1991b: 36-38, 41; McGrath 1995b: 1-129, 158-170, 188-216; May 1994: 41-135; Saunders 1992: 20-57)。

V 歴史の遺産 2

前節では、植民地法や警察との関係を中心に、アボリジナルの歴史を概観してきた

が、ここでは、王立調査委員会の調査対象となった個人の具体的な例をとりあげて、もう少し詳しい歴史的経緯を見てみたい。その例とは、クィーンズランドのチャーバーグ・コミュニティとそれに係わった人々である。

クィーンズランド州の報告書によると、王立調査委員会が検討した州のアボリジナルの死者は27人、その中の25人がクィーンズランド生まれであった。この25人中22人は、チャーバーグのような旧リザーヴあるいはミッション（現アボリジナル・コミュニティ）の生まれか、旧リザーヴと深い関係を持つ人々であった。以上の事実は、クィーンズランドにおける同化政策の中心的存在であったリザーヴやミッションが、アボリジナルとオーストラリア法との軋轢に大きな影響を及ぼしていることを物語っている。チャーバーグのアボリジナルの歴史は、現在のアボリジナルにとっての歴史の重さを示す極めて有効な事例である（Wyvill 1991: 39-41）。

(a) チャーバーグ

チャーバーグは、アボリジナル保護協会によって設立されたバラムバ・ミッションとして始まったが、1904年に州政府の管轄のリザーヴとして再スタートした。最初はこの地域に住む、ワカワカやカピカビの人々が集められたが、政府の強制移住政策によるクィーンズランド各地のアボリジナルの収容場所となる。1905年、チャーバーグは感化院に指定される。これによって、各地から多数のアボリジナルの子供が送り込まれた。さらに、アボリジナルの病人や老人、貧民や白人の規範に抵抗する者などを収容する施設となる。その結果、1934年のチャーバーグは28の異なった部族によって構成されるようになった。人口も1904年には約140人であったが、1950年代中葉には1000人を越えた。

リザーヴは、「死に行く人種」である「純潔」のアボリジナルを保護・隔離し、混血のアボリジナルを同化するための場所であると位置づけられた。収容されたアボリジナルに対しては文明化・同化政策が強制され、とりわけ子供に対しては、両親から引き離し、寮で生活させることで、アボリジナル文化からの遮断が図られた。ところが、名ばかりの同化政策による教育は極めて不十分であり、リザーヴ出身のアボリジナルたちは、女性は家事奉公人として、男性は肉体労働者として、白人社会の最下層の低賃金労働力を提供するのである。リザーヴでの生活はあらゆる面が、白人の監督官やマトロンによって統制されており、アボリジナルがイニシアチヴをとれる機会はほとんどなかった。1984年にアボリジナルによる自治が導入されるまで、このような状況に大きな変化はなかった。

1934年のチャーバーグでは、婚姻の習慣や社会組織や言語など、伝統的な文化が多

く存在していた。しかし、同化政策の実施と多くの部族が混在した結果、1976年までには、言語や伝統的な生活に関する知識はほとんど失われてしまう。実際、1985年には住民のほぼ全員がキリスト教の信者となったと言われている。一方、この頃になると、チャーバーグのアボリジナルとしての新たな伝統の創造が行われ、チャーバーグのアボリジナルは、チャーバーグというコミュニティの一員としてアイデンティティを感じるようになった（Guthrie 1975: 16-22; O'Sullivan 1985: 10-16; O'Sullivan 1986: 3-11; Wyvill 1990b: 4-6; Wyvill 1991: 240-249）。

調査対象となった99人のアボリジナルのなかで、チャーバーグと深い関係をもつ者が4人いる。以下では、かれらの家族史をたどることで、政府の政策がアボリジナルに及ぼした影響の大きさを示したい。

（b）ダニエル・アルフレド・レイシー

ダニエルの母のパールは、チャーバーグ地域で成長し、1940年代中頃にはウォリックやロマなどで家事奉公人として働いた。父のライオネルは、チャーバーグのリザーヴで成長し、リザーヴや周辺の農場で一般労働に従事した。1947年1月、ダニエルがライオネルとパールの間にも生まれるが、両者はまだ正式に結婚してはいない。それゆえ、ダニエルはすぐに祖父母のもとに預けられ、以後両親と住むことはなかった。同年9月、チャーバーグの監督官は、パールをチャーバーグから1200キロ離れた牧場に送る。しかし、パールはこれに抗議し、同年チャーバーグへの帰還を認められた。第二子の誕生の後、二人は1948年に結婚の許可を受けた。1952年、ライオネルは別のリザーヴ、ウーラビンダに強制移動させられる。パールと子供のシャーリーもライオネルとともに移動した。1954年、ライオネルは、警察官を襲ったために、タウンズヴィル刑務所に収容され、さらに別のリザーヴ、「監獄島」と呼ばれたパームアイランドに送られる。パールと子供は、その数カ月後ライオネルに合流する許可を得た。1957年の中頃、家族はウーラビンダに戻る。けれども、すぐにパールは単身ウーラビンダから逃亡し、子供たちはウーラビンダの寮に収容された。1959年、祖父母はダニエルに続き、この子供たちもチャーバーグに引き取る。その後ライオネルとパールはチャーバーグに戻るが、子供たちとの関係を回復することはできない。パールは、1964年チャーバーグから逃亡し、その後プリズベン、ハーヴィーベイ、シドニーに住んだ。ライオネルは、チャーバーグとプリズベンに交互に住んだ後に、1979年にチャーターズタワーに移動し、1982年、その精神病院で死亡する。

ダニエルの祖母は、ミッシュナリーの影響を受けた厳格なバプティストであり、ダニエルを厳しく教育したが、思春期になるとコントロールできなくなった。1961年、

ダニエルは、14歳でウェストブルックの少年院に送られる。1962年、チャーバーグへ戻されるが、すぐに少年院に再び収容された。1964年ウーラビンダに戻されるが、2週間後に逃亡する。ダニエルは、北・中部クィーンズランドを転々とした後、1967年以降ブリスベンに住むようになる。この時から1987年の死まで、ダニエルはその大部分の時間を刑務所で過ごし、刑務所外にいる時は、主に南ブリスベンのアボリジナル・ゲッターに住んだ。ダニエルは、刑務所内では恐れられており、多くのアボリジナル受刑者の保護者の役割を果たした。1987年、ブリスベン刑務所の受刑者たちが、アボリジナルとしてのアイデンティティを確認するために、顎髭をはやすキャンペーンを始めたときには、次のような手紙を所長に対して送っている。

「私は生涯を通じてアボリジナルの部族に属してきた。そして、私は、自分をアボリジナルであるとみなす人生の段階に到達したと感じる。それゆえ、私は、アボリジナル文化における私のステータスのシンボルとして、顎髭をのばしている。いかなる者も、国であれ人間であれ、私に対して私の文化、信念の遺産を否定する権利はない、というのが私の信念である」(Wyvill 1990a: 1-14)。

(c) エドワード・スタンリー・ウェスト

エディ(エドワード)の家族は、少なくとも3代にわたるリザーヴの住人である。彼の母方の祖母シシーは、ミッチェルで生まれ、おそらくチャーバーグへ強制移動させられた。その夫は、態度が悪く生意気で、監督官を殴ろうとしたという理由で、1933年にチンチラの施設からチャーバーグに強制移動させられている。エディの母は、このチャーバーグで生まれ、エディの父のアンソニーと後に結婚した。1962年アンソニーは、リザーヴの監督官の庭を荒らした後、「不満足な行動」を理由に監督官が十分と考える期間パームアイランドに送られる。チャーバーグへの帰還を許されたのはその1年後であった。

エディは、1969年にチャーバーグでこの二人の間に生まれた。母は病院で働くが、父は収入の大部分を飲酒につぎ込んだ。また父は日常的に暴力をふるった。母は21歳の誕生日まで酒に手をつけなかったが、その日以後酒に溺れるようになる。1972年に母親が子供を捨ててチャーバーグを去ると、エディは祖母に引き取られた。しかし、チャーバーグには、少年のための娯楽施設がなく、また教育環境も劣悪で、エディは少し大きくなると非行グループに加わる。チャーバーグには約40人の少年から成る複数の非行グループがあり、エディはそのようなグループの一つの一員となった。その

後エディは、飲酒やシンナーの吸引を行い、窃盗を重ね、1981年からは政府の施設などで暮らす。一時期チャーバーグに戻るが、問題をたびたび起こし（4歳の子供に対するレイプや窃盗など）、繰り返し逮捕されたり、保護処分を受けたりした。

エディは、11歳頃から飲酒を始め、16歳までには多量の酒を飲むようになる。ついに、エディの問題行動に我慢ができなくなったチャーバーグのアボリジナル・コミュニティは、エディのチャーバーグから追放を求め、エディは少年院に送られる。18歳になり、エディは政府の保護から解放されるが、その5カ月後に自殺した。エディに関しては、その精神的な病気にたいする治療の必要が認識されていたが（またエディもそれを求めた）、それは実現しなかった（Wyvill 1990b: 5-22）。

(d) グレゴリー・マイケル・ダンロビン

グレゴリーは、1954年に生まれ30歳で自殺するまで、人生の大部分をチャーバーグで過ごした。彼の母は、クィーンズランド中西部の地方都市クレルモントに生まれる。彼女はその後、チャーバーグに強制移動させられたと思われる。義理の父ダン・ダンロビンは1920年にクレルモントで生まれた。彼の姓は、クレルモントの西にある牧場の名に由来している。その牧場は彼の家族の先祖伝来の土地にあった。1925年、ダン、彼の母リジーと姉とともに、チャーバーグに政府の手で強制移住させられている。その原因は、先住民問題担当局の官僚が、リジーがアヘンを喫煙し、姉にそれを与えていると思ったからである。1963年に母が死ぬと、グレゴリーと二人の兄弟はその伯母に引き取られた。15歳の時に、グレゴリーは開墾作業の職につき、約2カ月の仕事の後、約1週間チャーバーグへ戻るといような生活を送るようになる。彼は優れた労働者であり、またロデオでも有名であった。しかし、仕事を始めた時から酒を飲み始め、後にはきわめて大量の酒を飲むようになった。18歳になってからは、彼は毎年少なくとも一度飲酒に関係する犯罪で逮捕された。死ぬまでに逮捕された回数は少なくとも33回ある。

彼はアルコール依存症であり、死亡した日も、多量の飲酒の後で病院に治療を受けに行くが、入院治療を拒否される。彼は、いつものような治療を要求するが、警察を呼ぶと言われて、病院を去った。しかし、すでに警察への連絡はなされており、道路でふらついているところを、警察に逮捕され留置所に拘留された。彼は、留置所では十分な監視もなく放置され、自分のベルトを用いて自殺したのである。検死官は、彼の死に対して刑法上の罪を負う者はいないとした。しかし、「ダンロビンの生活状況に関する徹底的な調査は、ダンロビンの死に関する道徳的な責任は、単に彼がアボリジナルだという理由だけで、彼の生活のあらゆる側面を統制しようとした非アボリジ

ナルの政治家や役人にあることを示している」。

1897年制定の法律によって、「保護官はアボリジナルをリザーヴやその他どこにでも好きなように移動させることができた。また、アボリジナルの雇用は保護官の裁量に任せられていた。アボリジナルの女性がアボリジナルでない人と結婚する場合には、保護官の許可が必要であった。アボリジナルの遺書は保護官の承認がない限り無効であった。」「在院者」と彼らは呼ばれていたが、リザーヴでは、監督官のあらゆる指示に従う必要があり、1週間に少なくとも24時間無給で働かなければならなかった。在院者は、犯罪、重大な非行、義務の不履行、重大な不服従・規則違反を行えば、即決で14日までの監禁の処罰を受けることがありえた。同種の違反を行った16歳以下の者に対しては、体罰が認められたいた。」「保護官はアボリジナルをリザーヴに移動させる決定をするにあたり、法律によってその理由を述べる必要はなかった。」しかし、記録によれば、「怠惰、浮浪、アヘンの取引、老齢、不道德な生活、部族的な争いが、多くの人々のアボリジナル・リザーヴへの移動の理由であった」。基本的には、ヨーロッパ人の道徳規範や行動規範にあわないアボリジナルが、リザーヴに送り込まれたのである (Wyvill 1990c: 1-9)。

(e) ジョン・レイモンド・パイロット

パイロットの祖先は、クィーンズランド西南部、キルピーの南西のパンタマラ族の出身である。パンタマラ族は、19世紀後半から白人の入植の影響を受け、多くは大牧場に暮らすようになる。また、20世紀の初頭からは、一部は政府のリザーヴへ送られた。牧場に住む人々は、牧場の仕事に従事しながらも伝統的な文化を保持するが、大恐慌の到来によって大牧場が分割されると、パンタマラ族は近隣のエロマンガやキルピーなどに移動し、一部はチャーバーグへ送られた。このころまでに、部族的な伝統に基づく生活様式は大部分消滅する。

パイロットは、1953年に生まれ、コンジー牧場で生活する。ところが、1955年3月、父ともう一人のアボリジナルの牧童が労働契約へのサインを拒否した。アボリジナルの保護官、すなわちエロマンガの警官は、パイロットの父がチャーバーグに送られることを望んでいなかったにもかかわらず、家族とともにチャーバーグに送り、そこで新たな職場を見つけることを先住民監督局に提案した。これに対し、監督局は、近隣で新たな雇用を見つけることを勧めた。そして、次のような警告を添付した。もし一家がチャーバーグに送られたならば、「定住地における深刻な住居の不足のために、ポンティウス・パイロットとその家族に家が与えられるという保証はない。満足な準備が整うまで、家族はバラバラになり、子供は寮に収容されるかもしれないと、彼ら

にはっきりと言っておく必要がある。」1955年8月、一家は1050キロ離れたチャーバーグに送られた。数週間後に父は、故郷の牧場に仕事を心得て戻るが、家族はチャーバーグに留まる。1961年、パイロットの母は死亡する。父はリザーヴの外での労働を続け、パイロットは、3ないし4年間他の家族に預けられた後、寮に収容される。

パイロットの少年時代、リザーヴのアボリジナルは、1939年と1945年の法律¹⁰⁾によって厳しい統制下に置かれていた。アボリジナルは監督官の命令には必ず従わなければならない、移動や移住の自由は全くなかった。手紙を書いたり、踊ったり、伝統的な行事をするにも許可が必要で、監督官はアボリジナルの手紙を開封することもできた。結婚や労働にも許可が必要で、最高週32時間まで無給労働を命じられることもあった。また自分の財産を自由に処分することもできなかった。

成人後のパイロットは、長くても6カ月間仕事を続けただけで、人生の大部分を無職で過ごす。北部クォーンズランドなどを転々とした後に、70年代末にブリスベンに定着するが、女性と同棲した数年を除き、死ぬまで宿無しのアルコール中毒患者であった。1987年の死の直前の数週間で、飲酒による逮捕の数は13回に及ぶ。特に最後の1週間には5度も逮捕されている。

ここにあげた4人の家族史は、決して特殊なものではなく、ある程度家族の歴史がたどれるアボリジナルにとっては、普遍的な物語りであると言ってよい。白人の政治権力による干渉は、歴史的に深く、しかも広範囲にわたっていたのである。

おわりに

オーストラリアの法システムは、先住民アボリジナルとの関係において大きな矛盾をかかえている。1788年の入植以来、法は入植者によるアボリジナルの土地略奪とアボリジナルの差別を正当化する機能を果たしてきた。現在のアボリジナルにとって、法規範が何らの道徳的な拘束力を持たないとしても不思議ではない。法を犯すことを、支配への抵抗であり、道徳的に善である、と考える者も少なからず存在する。

20世紀第3四半期までのオーストラリアでは、侵略者である白人の規範からのアボリジナルの逸脱を、監獄の代用としてのリザーヴとミッションを核とする統制のシステムによって処理してきた。アボリジナルは、法的な権利を行使する前に、保護という名目で、事実上の刑罰や監禁を受けていたのである。しかし、1970年代以降アボリジナルの権利の拡大とともに、リザーヴを核とするこのシステムは機能しなくなり、白人に対するのと同じ法システムがアボリジナルの逸脱行為を処理せざるをえなくな

る。その結果、アボリジナルの犯罪者が激増し、監獄でのアボリジナルの死者も非アボリジナルの20倍の割合に達したのである。

この問題の解決には、王立調査委員会が指摘しているように、アボリジナルの側よりも非アボリジナルの側の根本的な変化が必要である。短期的には、アボリジナルの飲酒を中心とする単なる白人の規範からの逸脱行為の合法化、法的システム以外のアボリジナルへの社会サービスの強化、警察とアボリジナルの関係の改善などが必要であり、長期的には、アボリジナルの社会的・経済的な地位の根本的改善が不可欠である。また法システム自体の道徳的正当性の回復も必要である。マボ判決における先住民土地権の確認は、その第1歩であると言えよう。

注

- 1) オーストラリア先住民を総称する言葉として、私はアボリジナルという言葉を使用している。かなり前になるが、『オーストラリア歴史の旅』という本を出したときには、日本で一般的に使用されているアボリジニという言葉を用いた。しかし、どうしてもこの語には問題があると最近感じるようになった。

その第一の理由は、辞書、例えばオクスフォードのオーストラリア英語辞典は、アボリジニを単数形で用いることは差別的であると明示し、アボリジナルの使用を勧めているからである。アボリジナルズと同様にアボリジニーズと複数形で用いることに問題はないが、日本語のように単数・複数の区別のないところでは、アボリジナルとするほうが無難であろう。

第二の理由は、アボリジナルの監獄死に関する王立調査委員会が、アボリジナルという言葉をおーストラリアの先住民を指す名詞として明確に使用し、それに対する異論は現在までのところ正式にはないからである。しかも、王立調査委員会もアボリジニの単数形での使用は侮蔑的な表現として否定している (Wootten 1990: 83)。

第三の理由は、私が最近入手したメルボルン大学出版局のガイドライン (Revised 31/7/96) である。そこでは、先住のオーストラリア人、アボリジナル・オーストラリア人、オーストラリアの最初の民族とするのが適当とされている。しかし、これらの語は、オーストラリアの先住民と言うのと同じで、一種の説明的用語でしかなく、日本語の固有名詞として用いる意味がない。次善の用法としては、アボリジナル男性、アボリジナル女性、アボリジナルの人、アボリジナルの男たち、アボリジナルの女たち、アボリジナルの人々 'Aboriginal people' という表現がある。それに対し、'an Aboriginal', 'the Aborigines', とりわけ 'an Aborigine' と 'the Aborigines' は常に避けるべきであるとされている。このメルボルンのガイドラインは、問題も多く実際にそのまま実施されているわけではないが、参考にはなるだろう。

以上から明らかなのは、アボリジニという表現は、アボリジナルの団体の一部にはいまだに使用しているものもあるが、差別的なニュアンスが極めて強い語であること、これに対し、アボリジナルという語は、アボリジナルの男とか女、アボリジナルの人々という形では、完全に正当な使用法である。アボリジナルを名詞として単独で使用する場合でも、少なくともアボリジニという表現よりは勝っていることである。

このような状況で、差別を強く暗示するアボリジニという語を、アボリジニの女性であるとか、アボリジニたちはというように、形容詞あるいは名詞として無限定に使用するのには問題がある。たとえこの語が日本語として一般化しているとしても、今後もこれを使用し続けることには賛成できない。これに対し、アボリジナルという語は、名詞として使用されない限り、その音自体としては、差別性を持たない。この点からもアボリジナルという語の方が勝っている。ただ一つの問題は、英語におけるアボリジナル全体を指す語の頻度としては、

‘Aboriginal people’, ‘Aborigines’, ‘Aboriginals’ という順で多く、単独のアボリジナルズという表現が少ないことである。ただし、アボリジナルという形容詞形を名詞に使用すること自体に差別性はない。

ある人種・民族集団やエスニック・グループに用いる呼称に絶対的なものはない。ただし、ある時代においてより望ましい名称は存在するだろうと思われる。現在のところ、慣例として用いられているアボリジニよりも、アボリジナルという語を用いるほうが望ましいと言えるだろう。

- 2) 339項目の報告は多岐にわたるので、ここに示すことはできない。しかし、その基本となっているのは、直接的な効果をねらった刑法制度の改善と、問題の根本的な解決を目指す社会的差別の解消とあらゆる社会領域におけるアボリジナルの自決権の確立である (Johnston 1991c: 12-108; RCADC 1992: 8-69)。
- 3) 王立調査委員会の報告書の提出直後には、アボリジナルの死者が減少したが、1993年度には再び増加に転じ、1995年には過去最高に達している。また、監獄に収容されるアボリジナルの数も増加している (Australian 1995: 16-17; Australian 1996: 1)。
- 4) アボリジナルの若者と法システムの問題についてはゲイルが詳しい (Gale 1990: 1-124)。
- 5) *Born in the Catle* (1987 Allen & Unwin 刊) の著者として知られる。アボリジナルの歴史とアボリジナル女性史を代表する歴史家。
- 6) アボリジナルの人口推計に関しては、(藤川 1992) を参照。
- 7) アボリジナルの土地権の歴史の変遷については、(Reynolds 1992) を参照。この著作はマボ判決の歴史的認識に極めて大きな影響を与えた。
- 8) 2万人は、最初にレイノルズの出した推計であり、現在はかなり広く受け入れられている。
- 9) 西オーストラリアでは、北部での囚人労働の使用は禁止されており、クィーンズランドでは、1901年の白豪政策採用後、非白人労働力は急速に減少した。
- 10) The Aboriginals Preservation and Protection Act 1939 and The Aboriginals Regulations of 1945 がその法律である。

文 献

Australian Institute of Criminology

1995 *Death in Custody Australia No.8; Australian Deaths in Custody & Custody-related Police Operations, 1993-4.*

1996 *Sharp Increase in Aboriginal Prison Deaths. Media Release, 27 June 1996.*

Castles, Ian

1993 *Census of Population and Housing 6 August 1991, Australia's Aboriginal and Torres Strait Islander Population.* Canberra: Australian Bureau of Statistics.

藤川隆男

1993 「北アメリカとオーストラリアにおける先住民の人口規模」『帝塚山大学教養学部紀要』31, 53-83。

Gale, Fay

1990 *Aboriginal Youth and the Criminal Justice System.* Melbourne: CUP.

Guthrie, Gerard

c.1975 *Cherbourg: A Queensland Aboriginal Reserve.* Department of Geography, University of New England.

Johnston, Elliott

1989 *Report of the Inquiry into the Death of John Raymond Pilot.* Canberra: Australian Government Publishing Service.

1991a *Royal Commission into Aboriginal Deaths in Custody (National Report Vol. 1).* Canberra: Australian Government Publishing Service.

1991b *Royal Commission into Aboriginal Deaths in Custody (National Report Vol. 2).* Canberra: Australian Government Publishing Service.

1991c *Royal Commission into Aboriginal Deaths in Custody (National Report, Overview and Recommendations).* Canberra: Australian Government Publishing Services.

May, Dawn

1994 *Aboriginal Labour and the Cattle Industry*. Melbourne: CUP.

McGrath, Ann

1987 *Born in the Cattle*. Sydney: Allen & Unwin.

McGrath, Ann (ed.)

1995a *Contested Ground*. Sydney: Allen & Unwin.

McGrath, Ann *et al.* (eds)

1995b *Aboriginal Workers* (Special Issue of *Labour History* 69).

Muirhead, J. H.

1988 *Royal Commission into Aboriginal Deaths in Custody (Interim Report)*. Canberra: Australian Government Publishing Services.

O'Sullivan, Delores

1985 The Cherbourg Tribe. *Nelen Yubu* 24, 10-17.

1986 The Cherbourg Tribe; Some of their Ceremonies and Customs. *Nelen Yubu* 27, 3-11.

RCADC Government Response Monitoring Unit

1992 *Response to the Recommendations of the Royal Commission into Aboriginal Death in Custody*. Canberra: ATSIC.

Reynolds, Henry

1992 *The Law of the Land*. 2nd ed. Penguin,

Saunders, Kay (ed.)

1992 *Gender Relations in Australia*. Sydney: Harcourt Brace Jovanovich.

Wootten, J. H.

1990 *Report of the Inquiry into the Death of Clarence Alec Nean*. Canberra: Australian Government Publishing Service.

Workers Inquiry

1994 *The Truth about the Killing of Daniel Yock*. Marrickville: Labour Press.

Wyvill, L. F.

1990a *Report of the Inquiry into the Death of Daniel Alfred Lacey*. Canberra: Australian Government Publishing Service.

1990b *Report of the Inquiry into the Death of Edward Stanley West*. Canberra: Australian Government Publishing Service.

1990c *Report of the Inquiry into the Death of Gregory Michael Dunrobin*. Canberra: Australian Government Publishing Service.

1991 *Royal Commission into Aboriginal Deaths in Custody; Regional Report of Inquiry in Queensland*. Canberra: Australian Government Publishing Service.